



造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業（地拵外4）請負
- 2 履行場所 熊本県菊池市原
銚ノ甲国有林28ね1林小班外
別冊、図面のとおり
- 3 事業内容 地拵作業 14.92ha
植付作業 14.92ha
改植地拵作業 3.42ha
改植植付作業 3.42ha
補植作業 5.06ha 計41.74ha
- 4 事業期間 令和〇年〇〇月〇〇日から（契約締結日の翌日）
令和8年2月27日まで
（ただし作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、作業内訳書のとおり）
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円也）
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは
○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払	2 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定日
-----	------	-----	--------	-------

無し				

9 特約条項

- (1) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。
- (2) 別紙、特記仕様書のとおり。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 熊本森林管理署長 廣田忠善と請負者 ○○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和○○年○○月○○日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び令和○○年○○月○○日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和○○年○○月○○日

発注者 住 所 熊本県菊池市隈府907番地
分任支出負担行為担当官
熊本森林管理署長 廣田 忠善 印

請負者 住 所 ○○市○○
○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

作業内訳書（地拵）

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
地拵	28 ね 1	組合せ	3.99		3.99	契約締結日の翌日から	令和8年2月27日まで	無	無	
〃	36 か	〃	4.50		4.50	〃	〃	〃	〃	
〃	36 つ	〃	4.04		4.04	〃	〃	〃	〃	
〃	182 り 1	〃	2.46	0.07	2.39	〃	〃	〃	〃	
合 計			14.99	0.07	14.92					

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

作業内訳書(植付)

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植付	28ね1	長方形植	3.99		3.99	契約締結日の翌日から	令和8年2月27日まで	ヒノキコンテナ苗	7,600本	苗木の詳細は別紙使用材料規格内訳書による
"	36か	"	4.50		4.50	"	"	"	8,100本	
"	36つ	"	4.04		4.04	"	"	スギコンテナ苗 花粉の少ない品種	4,100本	
"		"				"	"	ヒノキコンテナ苗	3,300本	
"	182り1	"	2.46	0.07	2.39	"	"	"	4,400本	
合計			14.99	0.07	14.92				27,500本	

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

作業内訳書（改植地拵）

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
改植地拵	237 い	枝条存置	0.99		0.99	契約締結日の翌日から	令和8年2月27日まで	無	無	
〃	237 い 1	〃	0.71		0.71	〃	〃	〃	〃	
〃	237 ね	〃	1.72		1.72	〃	〃	〃	〃	
合 計			3.42		3.42					

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

作業内訳書（改植植付）

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
改植植付	237 い	長方形植	0.99		0.99	契約締結日の翌日から	令和8年2月27日まで	スキコンテナ苗	1,600本	苗木の詳細は別紙使用材料規格内訳書による
"	237 い 1	"	0.71		0.71	"	"	"	1,150本	
"	237 ね	"	1.72		1.72	"	"	"	2,800本	
合 計			3.42	0.00	3.42				5,550本	

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

造林事業(地拵外4)請負使用材料規格内訳書
【 請負者購入分 】

令和7年3月31日付け入札公告、造林事業(地拵外4)請負の植付作業、改植作業及び補植作業に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	28 ね 1	植付	長方形植	3.99ha	林業用 ヒノキ苗木	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	7,600本	
	36 か	〃	〃	4.50ha	〃	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	8,100本	
	36 つ	〃	〃	4.04ha	林業用 スギ苗木	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.5mm上 苗長 35cm上 ※花粉の少ない品種	4,100本	
					林業用 ヒノキ苗木	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	3,300本	
	182 り 1	〃	〃	2.39ha	〃	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	4,400本	
			植付 計	14.92ha			27,500本	
	237 い	改植植付	長方形植	0.99ha	林業用 スギ苗木	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.5mm上 苗長 35cm上	1,600本	
	237 い 1	〃	〃	0.71ha	〃	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.5mm上 苗長 35cm上	1,150本	
	237 ね	〃	〃	1.72ha	〃	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.5mm上 苗長 36cm上	2,800本	
			改植植付 計	3.42ha			5,550本	
	38 へ ち	補植	長方形植	5.06ha	林業用 ヒノキ苗木	コンテナ苗【MC苗】 熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	2,100本	
			補植 計	5.06ha			2,100本	
			合計	23.40ha			35,150本	

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。